

日進市建設工事請負業者格付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日進市が発注する建設工事等の指名競争入札に参加する建設業者（以下「業者」という。）の格付の方法（以下「格付」という。）及びその取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(格付対象業者)

第2条 格付の対象業者となるのは、日進市の工事等競争入札参加資格者名簿に登録されており、建設業法（昭和24年法律100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により許可を受け、法第27条の2第1項の規定による経営事項審査申請書を提出した者とする。

(格付の方法)

第3条 格付は、法第27条の2の規定による経営事項審査結果の総合数値により格付する。

2 新規業者のうち過去2年間の完成工事高の確認されない業者は、最下位の等級に格付するものとする。

3 格付の基準は、別表1に定めるとおりとする。

(格付の変更等)

第4条 市長は、経営事項審査申請書等に虚偽の事項を記載した業者に対して、失格又は降級することができる。

(格付の有効期間)

第5条 格付は、入札参加資格審査申請書の受け付け時毎に行ない、その有効期間は格付を決定した日から次の決定の日までとする。

附 則

この要領は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和60年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

別表 1

総合数値

等級	建 築	土 木	舗 装	造 園	その他 (物品等)
S	1,300	—	—	—	—
A	1,299~1,000	1,250	1,150	1,000	—
B	999~700	1,249~800	1,149~900	999	—
C	699	799	899	—	—